

平成26年度8月補正予算案

主要事項説明資料

商工労働観光部

主要事項説明資料目次

商工労働観光部

頁	事業名	担当室・課
1	中小企業復興支援事業費	商業・経営支援課 ものづくり振興課
2	商店街にぎわい回復事業費	商業・経営支援課

平成26年度8月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	中小企業復興支援事業費		
予算額	6,150,000千円	新規・継続の別	新規
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>平成26年8月豪雨の被害を受けた中小企業者等の早期復旧・復興を図るため、融資制度の創設や設備等の復旧を緊急支援</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 中小企業等設備再建支援事業 被災した中小企業者等の設備整備に対して支援</p> <p>①補助率 15%以内</p> <p>②補助金額 10万円から100万円 (ただし、平成25年台風第18号においても被災した場合は、補助率25%以内、上限150万円)</p> <p>(2) 中小企業等復旧応援事業 被災した中小企業者等の機器等の修繕に対して支援</p> <p>①補助率 1/2以内</p> <p>②補助金額 10万円以内</p> <p>(3) 平成26年8月豪雨緊急特別融資対策事業 中小企業者等向け緊急融資を創設</p> <p>①限度額 有担保：2億円、無担保：8,000万円</p> <p>②期間等 最長10年（据置2年以内）</p> <p>③利率 年1.2%（固定金利）</p>		
担当課・担当名	商業・経営支援課 金融担当 組合担当 ものづくり振興課 中小企業育成担当	課・担当電話番号	075-414-4822 075-414-4826 075-414-5103

平成26年度8月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	中小企業等設備再建支援事業費		
予算額	100,000千円	新規・継続の別	新規
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>平成26年8月豪雨で被災した中小企業者等の設備等の再建を支援し、早期の復旧・復興を緊急支援</p> <p>2 事業内容</p>		
	補助対象者	府内に事業所を有する中小企業者等	
	補助率等	15%以内（下限：10万円 上限：100万円） 「ただし、平成25年台風第18号においても被災した場合：25%以内（下限：10万円 上限：150万円）」	
	補助要件	被災（り災）証明書を有すること	
	対象経費	平成26年8月豪雨により被災した設備等の更新	
担当課・担当名	ものづくり振興課 中小企業育成担当	課・担当電話番号	075-414-5103

平成26年度8月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	中小企業等復旧応援事業費		
予算額	50,000千円	新規・継続の別	新規
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>中小企業応援隊による伴走支援により、平成26年8月豪雨による被害を受けた中小企業者等の早期の復旧・復興を緊急支援</p> <p>2 事業内容</p>		
	補助対象者	府内に事業所を有する中小企業者等	
	補助率等	1 / 2 以内（上限：10万円）	
	補助要件	被災（り災）証明書を有すること	
	対象経費	平成26年8月豪雨により被災した機器等の修繕	
担当課・担当名	商業・経営支援課 組合担当	課・担当電話番号	075-414-4826

平成26年度8月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	平成26年8月豪雨緊急特別融資対策事業費																
予算額	6,000,000千円	新規・継続の別	新規														
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>平成26年8月豪雨で被災された中小企業者等に対して、事業継続に向けた資金繰り支援を行い、スピード重視の復旧・事業再開を支援</p> <p>2 事業内容</p> <p>制度融資の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>平成26年8月豪雨で被災された中小企業者等</td> </tr> <tr> <td>融資要件</td> <td>被災（り災）証明書を有すること</td> </tr> <tr> <td>期間等</td> <td>最長10年（据置2年以内）</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>有担保2億円、無担保8,000万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.2%（固定金利）</td> </tr> <tr> <td>保証人・担保</td> <td>信用保証協会の保証が必要 原則として法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要（必要に応じて担保を求める）</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成27年3月31日（予定）まで</td> </tr> </table> <p>信用保証料は、京都信用保証協会の協力により基準保証料から最大0.3%引き下げ</p>			対象者	平成26年8月豪雨で被災された中小企業者等	融資要件	被災（り災）証明書を有すること	期間等	最長10年（据置2年以内）	限度額	有担保2億円、無担保8,000万円	利率	年1.2%（固定金利）	保証人・担保	信用保証協会の保証が必要 原則として法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要（必要に応じて担保を求める）	実施期間	平成27年3月31日（予定）まで
対象者	平成26年8月豪雨で被災された中小企業者等																
融資要件	被災（り災）証明書を有すること																
期間等	最長10年（据置2年以内）																
限度額	有担保2億円、無担保8,000万円																
利率	年1.2%（固定金利）																
保証人・担保	信用保証協会の保証が必要 原則として法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要（必要に応じて担保を求める）																
実施期間	平成27年3月31日（予定）まで																
担当課・担当名	商業・経営支援課 金融担当	課・担当電話番号	075-414-4822														

平成26年度8月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	商店街にぎわい回復事業費						
予算額	5,000千円	新規・継続の別	新規				
事業内容	<p>1 趣 旨 平成26年8月豪雨により被災した商店街等が行う集客イベントや販売促進のためのPR事業など、にぎわい回復に向けた取組を緊急支援</p> <p>2 事業内容</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象 者</td> <td>被災または風評被害等の影響を受けた商店街等</td> </tr> <tr> <td>補 助 率 等</td> <td>3 / 4 以内</td> </tr> </table>			対 象 者	被災または風評被害等の影響を受けた商店街等	補 助 率 等	3 / 4 以内
対 象 者	被災または風評被害等の影響を受けた商店街等						
補 助 率 等	3 / 4 以内						
目的 対象 方法等							
担当課・担当名	商業・経営支援課 商業担当	課・担当電話番号	075-414-4839				